



発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

告示

●東京都告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和三年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年十二月二十八日	小平市美園町三丁目三百三十七番一の一	延長 三・二五 幅員 四・二〇

●東京都告示第四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区赤坂二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

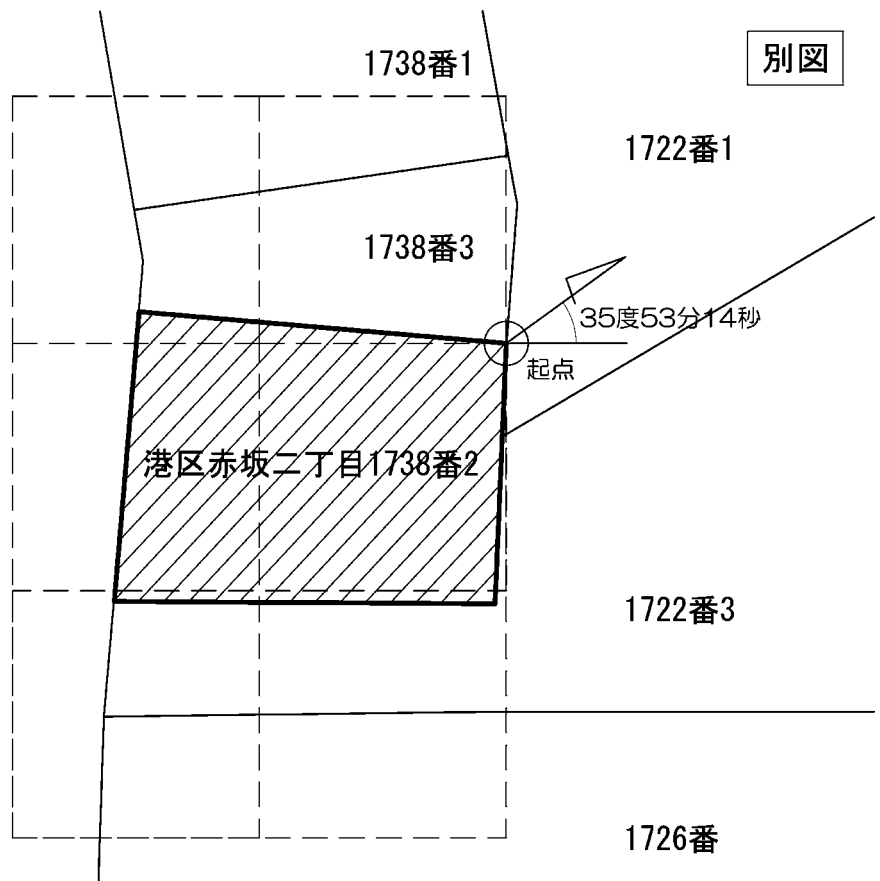
別図

凡例

--- : 単位区画
— : 筆境界
▭ : 調査対象地
▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
起点の位置は、
港区赤坂二丁目1738番2の
最北端とする。

【格子の回転角度 35度53分14秒】
格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m間
隔で引いた線により構成されてい
る格子を、起点を中心として、右
回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和二年東京都告示第千八百十九号に
より指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
とおり告示する。

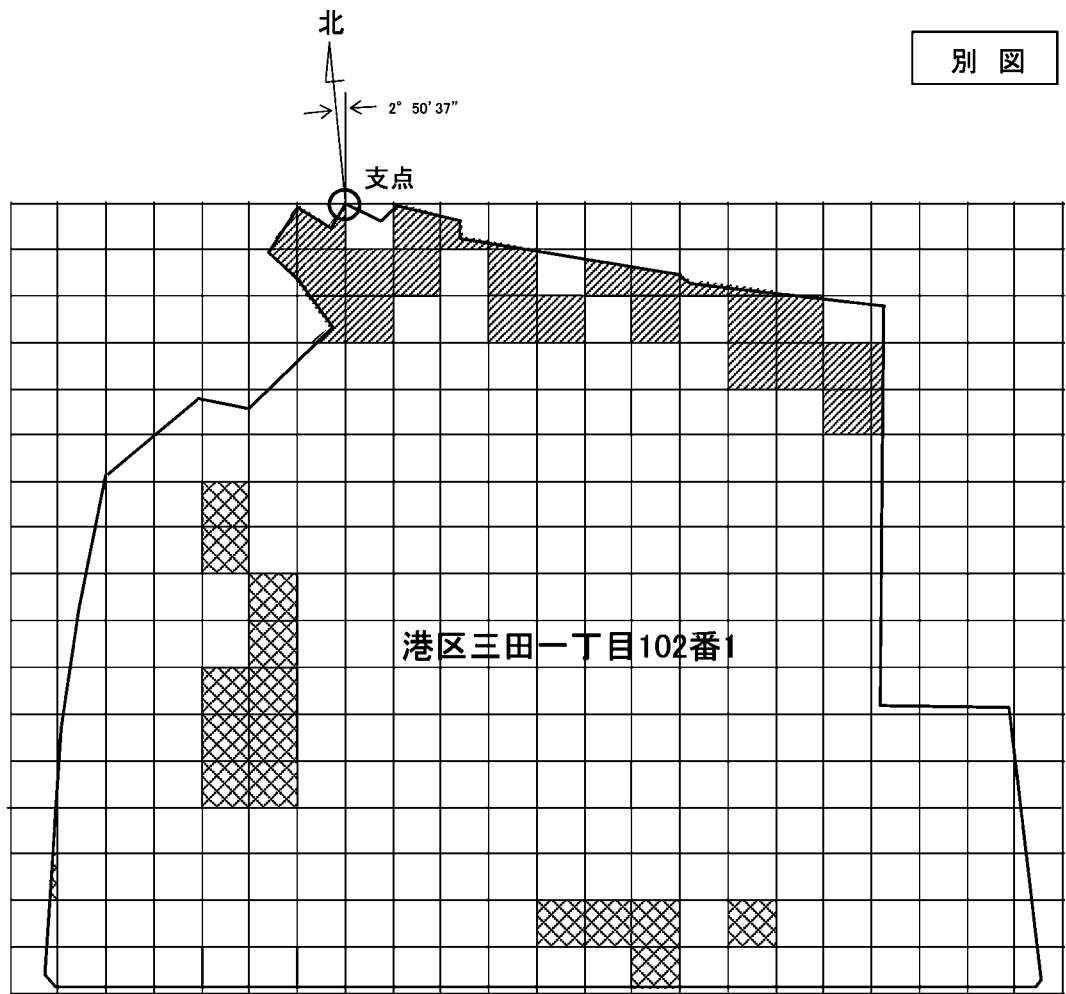
令和三年一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田一丁目
地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染除去等の措置 土壌汚染の除去



【 支点 】
支点は、港区三田一丁目102番1の最北端とする。

格子の回転角度(2度50分37秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【 凡 例 】

	敷地境界		形質変更時要届出区域(令和2年東京都告示第1089号により指定した区域)
	単位区画		指定を解除する区域

●東京都告示第四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年一月二十一日

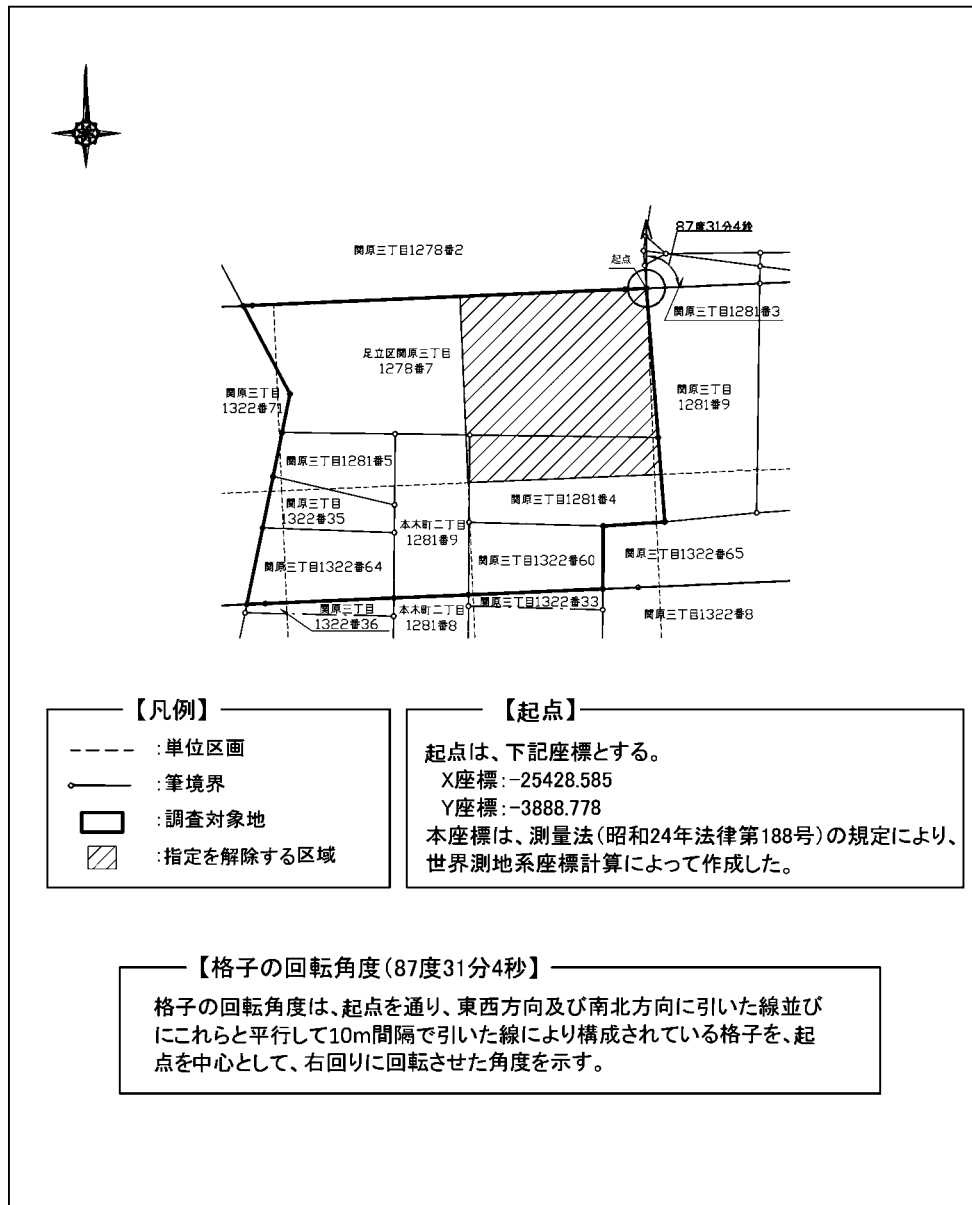
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区関原三丁目及び本木町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第四十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

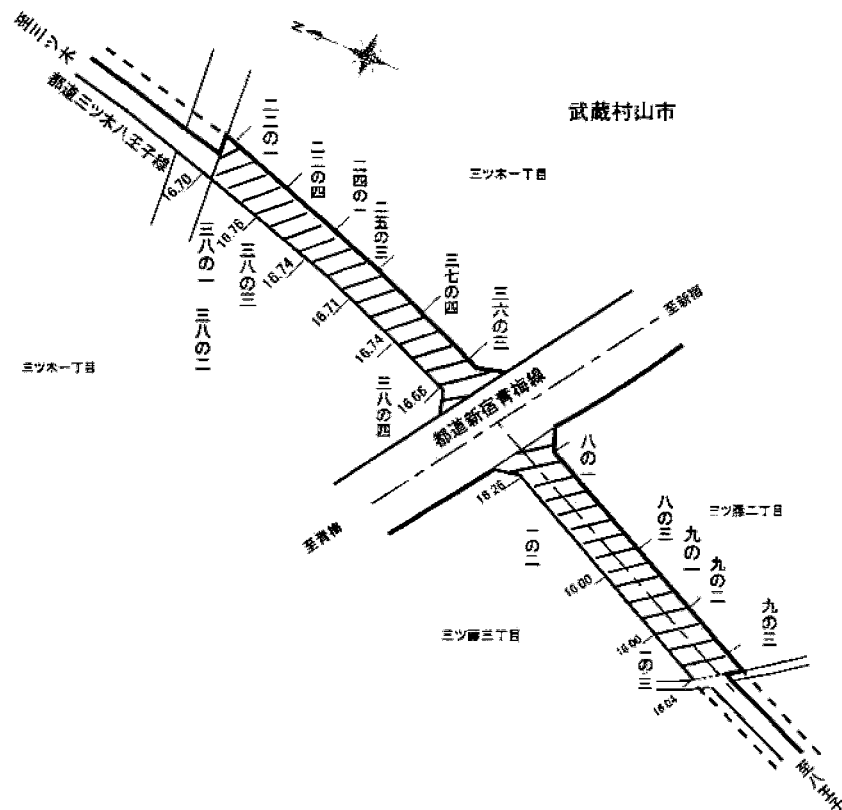
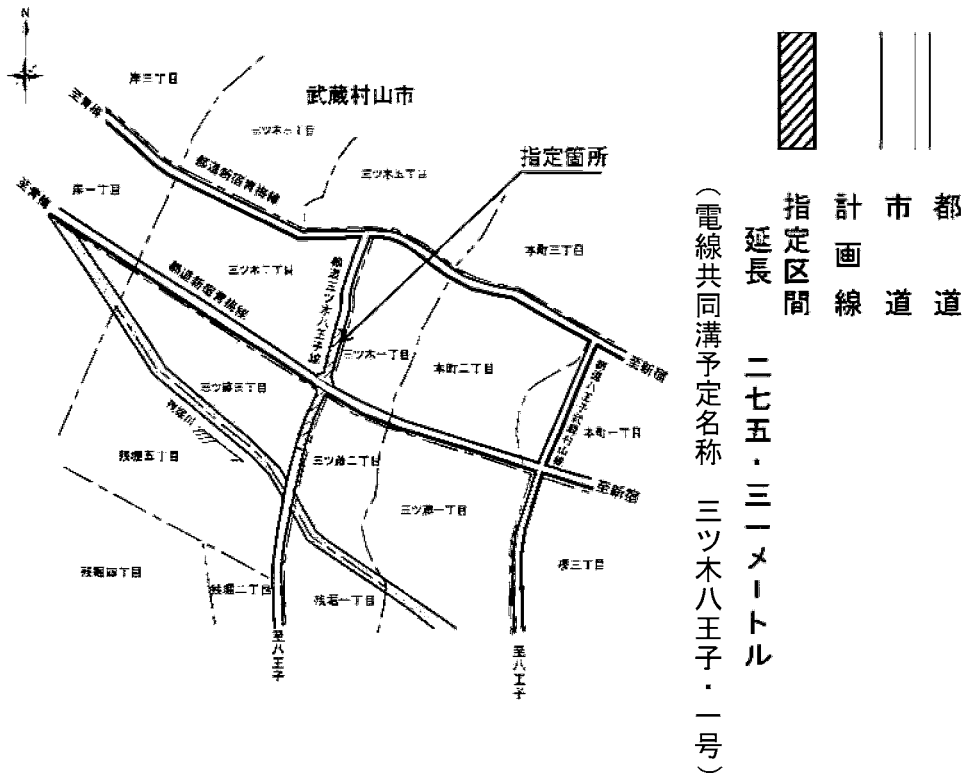
一 路線名 都道三ツ木八王子線

二 指定する区間 武蔵村山市三ツ木一丁目二十二番一地从先から同市三ツ木三丁目一番三地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道三ツ木八王子線
 武蔵村山市三ツ木一丁目～三ツ藤三丁目



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市程久保一丁目二十六番五、同番六、同番九の一部、同番十、同番十地先及び同番五十八から同番六十まで
武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十七番五号山蝶ビル
株式会社山蝶
代表取締役 山本 光彦

福生市大字熊川字南六十六番一の一部（第二工区）
福生市大字熊川五十九番地株式会社豊常
代表取締役 石川 義郎

日野市南平八丁目十九番六十五及び同番六十八
武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十七番五号山蝶ビル
株式会社山蝶
代表取締役 山本 光彦

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001
価
定
本号
一箇月
六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話
〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号
113-0001

